

返金制度について

求職者が入社日以後 6 か月以内に、自己都合退職、普通解雇若しくは懲戒解雇に至った場合は、株式会社モリマツ 職業紹介事業部 B z e m p o w e r m e n t は求人者からの請求に基づき、**返金表に基づいた手数料を返還します。返金額について契約書・覚書等で別途定めた場合は、当該定めによる額を返還するものとします。**

但し、自己都合退職の場合、退職原因が求人者の責めに帰す場合（ハラスメント、賃金未払い、労基法違反、労働・社会保険未加入等）は返金対象とせず、普通解雇若しくは懲戒解雇に該当するか否かの判断は求人者が労働基準法第 22 条に基づき発行する「解雇理由証明書」の内容を客観的に判断します。

返金表				
	採用後 1 4 日以内	採用後 1 か月以内	採用後 3 か月以内	採用後 6 か月以内
返金割合	7 5 %	5 0 %	3 0 %	1 5 %

許可番号2 3 - ユー 3 0 2 2 7 8

株式会社モリマツ

職業紹介事業部 B z e m p o w e r m e n t

事業所の名称及び所在地 愛知県名古屋市北区如来町 3 番地 3 階